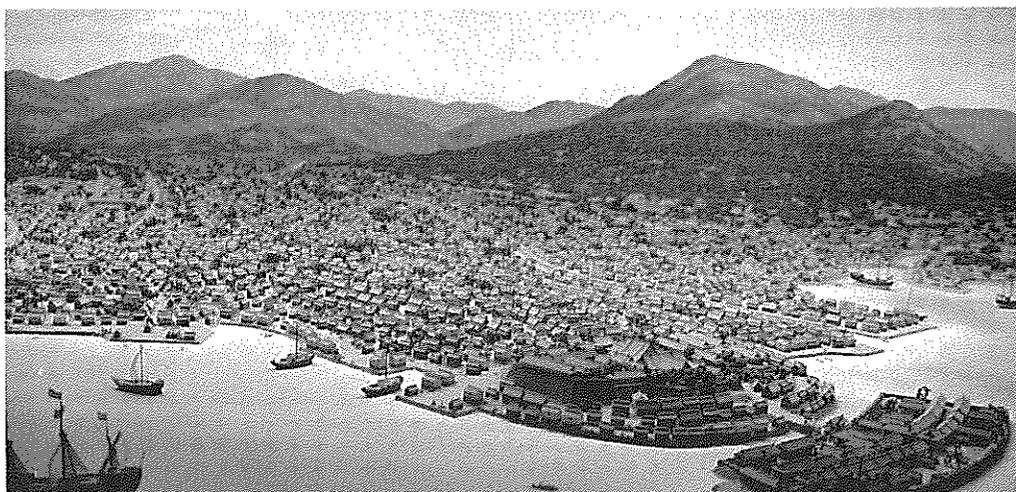


第2章 近代水道前史



延宝時代（1673-1680）の長崎の町（長崎市立博物館の展示模型）

第1節 倉田水樋前史

その昔、長崎の地は海水が入江の奥深く入り込み、これに長い岬が突き出していた。1571年（元龜2）の開港によってこの地に都市が誕生し、その後、この岬の両側の干潟地を埋め立てて市街地が逐次形成されてきた。

このようにして拡大されてきた街であったので、市街地では湧水などほとんど望めず、海岸沿いの町にあっては、井戸を掘っても塩水が出るというありさまであった。

さらに、周辺の丘陵地帯は、薄い表土の下が火山岩で浸透性に乏しく、また、地形が急傾斜であるため河川は短く、年間の降水量は少ないものの、水はすぐに海に流れ出てしまう。

このようなことから、長崎の町民は鎖国時代の昔から水には大変不自由してきており、飲料水や生活用水には、専ら周辺丘陵部の中腹や山すその崖下から湧き出る清泉を利用し

ていた。特に浦上、立山、西山、片淵、鳴滝、小島、中新、稲佐方面に、古来有名な湧水が多かったようである。

こうした井戸や湧水のいくつかは「長崎古今集覧」などに次のように名水水源として紹介されている。しかし、これらの井戸や湧水は現存しているものは少なく、現存しているものも枯渇したり、枯渇していないにしても飲料に適さない水になっている。

鏡井 潤さ三尺ばかりの清井なり神功皇后の水鏡を見させ給ひし井なりといふ邑人鏡がはとよぶ側に椋樹ありこの井のほとり人の住みをゆるさず家居をなせば必ずたよりありといふ井のある處は山里の左城といふ地なり（長崎市坂本町一現存せず）

神功井 浦上山里村坂本竹山といふ處にあり經四尺許り也舊記に古昔神功皇后御巡幸の時此所に憩せ給みて召されたる泉なりといふ（長崎市坂本町一現存せず）

瀬崎泉 北瀬崎濱邊にあり其泉五箇所也本川

脇川大川坂下川瓢箪川といふ俱に名あり各壹尺余にして深さは尺に足らず本川水最佳也邑人潮の落るを待ちてまつ潮を汲むに聊も鹽氣なし傍人家此水を汲て飲用の上水とする（長崎市西坂町付近—現存せず）

道祖井 稲佐浪霧洞の南道の傍らにあり爰を道祖谷といふ相傳ふ昔道祖神を祭る所也水常に道に溢る（長崎市湊町—現存せず）

古井 稲佐悟眞寺内にあり、舊稲佐氏居館時代の遺跡なり（長崎市稲佐町—現存）

稲佐志賀の波止の井（長崎市旭町—現存せず）

方井 福濟寺の上東の方にあり墓所に登る坂の際なり相傳ふ昔長崎氏此井を堀軍資に用ゆとなり方廣十尺余（長崎市筑後町—現存）

足井 陳氏の宅の假山にあり水清冷にして甘く爰を名付て鐘山といふ其井を足井と號す（長崎市玉園町—現存せず）

驗劑泉 立山の後にあり清水也冬夏水の瀧る事なし（長崎市西山町1丁目—現存）

松樹泉 立山の下にあり清潔甘美にして茶を煎るに最佳なり俗に乙名の水と稱す汲者争ひ至る（長崎市立山付近—現存せず）

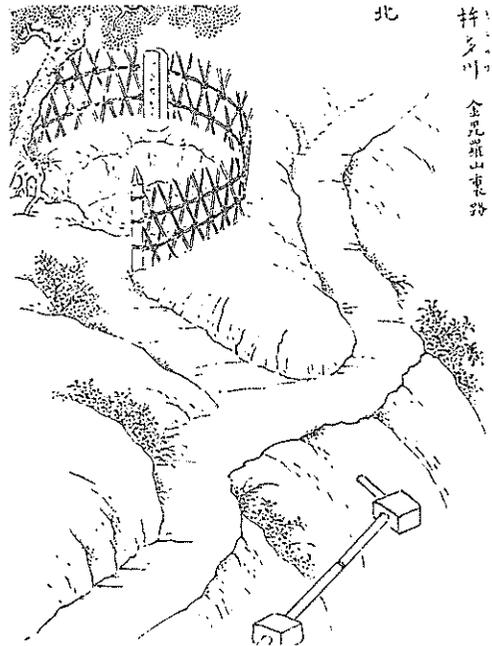
背島泉（狹島泉） 井の側に古樹の櫻あり因て櫻水ともいふ此水は清冷にして甘美也（長崎市西山町1丁目—現存）

この水は、立山奉行所専用の水源として1674年（延宝2）水樋支配役倉田次郎右衛門が奉行牛込忠左衛門の命により立山役所まで1,420mの水樋（竹樋）を布設した。井の所有者には、年銀700匁を使用料として支給された。1796年（寛政8）には竹樋から土管に布設替えされた。

木蓮子泉 味及ばずといへども淋雨中に濁らざるを異とす（長崎市立山付近—現存せず）

中の井 味劣れり茶を煎るに須臾にして味變らず（長崎市立山付近—現存せず）

蛇の口泉 立山の側岩原村の上により昔は石蛇ありて泉を噴故に名付味甘美なり他水の



杵多川の泉（桑木泉）

及ぶ所にあらず俗に庄右衛門澗と名つく延享の頃に至りて朝夕これを汲む者多し因て價を増てこれを取る數月ならずして味俄に變じ混濁して嗅氣あり後其側に井を鑿る眼鏡の如し俗に鬚鬚泉と呼ぶ味昔に劣りて汲むもの多からず故に常に溢る（長崎市立山付近—現存せず）

菩薩泉 達山（立山）の下にあり清泉石罅（石のすきま）より湧出る數百人これを汲むといへども竭ること無し上に菩薩の石像あり因て名とす（長崎市立山付近—現存せず）

椎木泉 妙見社の上にあり往古瓊々杵尊此地に降遊ましませし時これを汲んで用に供せしといふ味殊に清冷にして茶を煮るに最佳なり傍に椎の木あり枝葉扶疎たり因て此名を得たり（長崎市西山町1丁目—現存）

桑木泉 西山邑にあり側に古樹の桑一株あり因て名とす其水激徹して甘冷なり昔人立山の驗劑泉を以て稱り比ぶるに一升の重さ廿四銖この泉は廿三銖あり凡そ泉は輕きを



鏡井（長崎古今集覧名勝図絵より）

以て勝れりとす（長崎市上西山町一現存）

梅花泉 夫婦川郷鳴瀧にあり水は地下より湧出す味甘美なり傍に梅樹あり（長崎市鳴滝1丁目一現存）

一瀬水穴 いちのせみずあな 一瀬橋の東百歩ばかりに在り溪水武功山の側に至って瀧りて潭となる名づけて山刀落といふ水中に穴あり甚寛し其深きこと測なし水冷にして氷の如し（長崎市本河内町一現存せず）

雌雄瀧泉 めおとがわのみず 雌雄瀧泉今は夫婦川といふ夫婦川郷にあり昔は齊道寺といふ寺の境内也此泉は傍にある樹根の下より湧出つ味甚清冷なり 寛永年中外國に航する者は必らず汲んで貯へ行此泉左右二泉相双ふ夫婦川の名も此泉によりて出つ（長崎市夫婦川町一現存せず）

御手泉 火見（日見）嶺の口にあり源水を眉嶽より發す俗に御手水と云ふ（長崎市本河内町一現存）

公子泉 とののみず 二股川の側にあり清冷にして甘美也

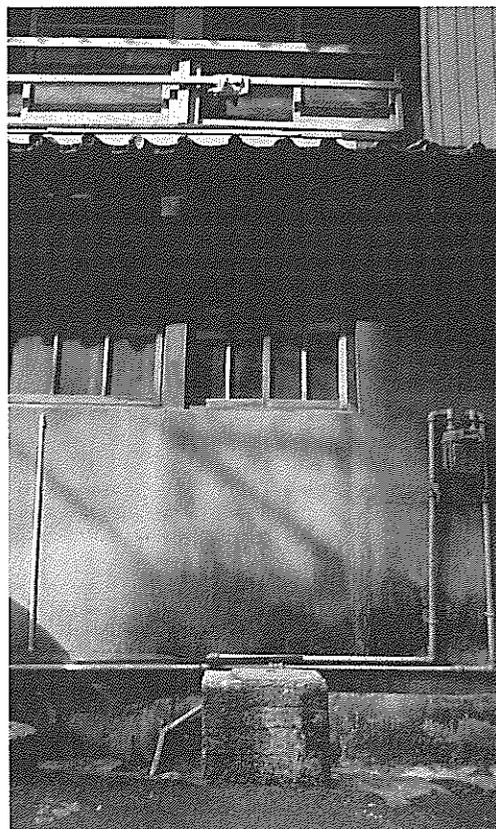
水汲めども竭きず世に傳ふ昔長崎氏常に此泉を煎茶用に供す（長崎市伊良林1丁目一現存せず）

柳泉 麴屋町にあり水底五尺許り水清冷にして甘美也上に柳樹あり因て名とす元禄年中江府に貢獻する果實の密漬を製するに用ひし水也他の飲用を禁し常は密封して鎖す（長崎市麴屋町一一部現存）

古井 延命寺門前の傍にあり石を以て蓋す此井は上の方狭く下廣也蠻人の造る處也（長崎市寺町一現存せず）

水口井 崇福寺の下にあり其地を水口といふ天満神社あり水口天神といふ水によって名を得たり市人朝夕多く汲て用るに餘りあり（長崎市鍛冶屋町一現存せず）

吼泉 はまのみず 八尾岡にあり石間より湧出つ其下流崇福寺の支院清涼菴の池に入極て甘美也又



人々に親しまれた麴屋町の「産女の幽霊井戸」（柳泉）（撮影 原賀欣一郎）

水脈永く曳く（長崎市上小島1丁目－現存せず）

引板泉 雷岡にあり夏月と雖も涸れず里老傳へていふ舊は泉下に温泉あり後に水田となる（長崎市上小島1丁目－現存せず）

飲旅泉 僧都岡の西にあり其處窪く下りて谷となり寛に廣きこと數百歩にして泉あり一脈より迸り出づ亢旱の時といへども涸れず又南に一水あり懸流飛瀉す遂に合て溪となり雄浦（大浦）に至て江に入る相傳ふむかし長崎より戸屋水本の二城をおさむるに堤を築てこれを壅ぎ時に兵卒をしてこれを飲しむ因て名づく（長崎市上小島3丁目－現存）

楊柳泉 田上の観音寺の林中にあり島原の刺史高力左近將監かつて別業を雄浦（大浦）に立て毎に遊んで此水を酌て茶を煮る味甚佳也（長崎市田上町－現存）

函田井 天公山の水田の中五畝ばかりの處を函田といふ其中に古井ありこれをいふ也（長崎市木場町－現存）

らい水」していた。井戸の持ち主からは高い水代を要求されたり、特に水に乏しい地域では「大黒町の水乞食」「浜ノ町の水乞食」と陰口をたたかれる毎日であった。水道を造るには莫大な費用がかかるので住民は堪え忍んで「もらい水」を続けるほかなかった。

1663年（寛文3）3月8日に起こった大火は長崎の住民に対する大きな警鐘となった。この大火の様子は「長崎港草」に次のように詳しく記録されている。

過グル寛文三年三月八日ノコトナリケリ。筑後町（現玉圃町）ニ樋口惣右衛門トテアリ。日ゴロタグウツウツシタル病（ノイローゼ）アリシガ、ニワカニ乱心セシニヤアリケン。ワガ家ノ二階ニカケアガリ、障子ニ火ヲ付ケテ隣家ノ屋根ニ投ゲ出シケルト見エシガ、ホドナク火燃エ付キテ打チ上ゲシカバ、人々大イニ驚キ騒ギ、コレヲ打チ消サントスルウチニ火勢強クナリ、北風アラク吹キテ、家ハ皆カヤブキノコトナレバ、ココカシコニ火飛ビチリテ焼ケ廣マリ、ソノ日巳ノ刻（午前10時）ニ火起コリテ、翌日巳ノ刻マデニ、六十六町中焼ケ残レル處ハ、ワズカニ金屋町、今町、出島町バカリナリ。堀町、筑後町、上町、中町、恵美酒町、船津町ノ六町ハ半焼ケ也。即チ五十七町コトゴトク焼失ス。

これが世にいう「寛文の大火」である。63カ町の焼失民家は2,901戸、半焼の6カ町全戸数のうち365戸は厄をまぬがれたが長崎奉行所、寺社、獄舎33カ所は焼失した。

この大火は、組織的消防力の強化と共に、用水供給施設の開発を急がねばならないことを自覚させた。

このことに発奮して、二代目倉田次郎右衛門吉重は家業のかたわら4年がかりで水源調査、測量、設計をし、工事仕様書、絵図面、資材購入、人足集めの見通しや予算の見積書を作成した。これらはみな独学で学んでいるようである。

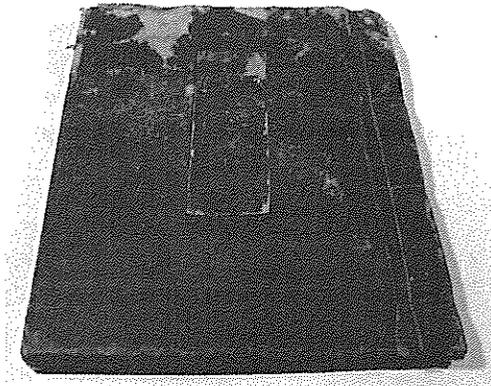
第2節 倉田水樋の建設

長崎で最初の水道は1673年（延宝元）に完成した「倉田水樋」とされている。本五島町の乙名で、廻船問屋を手広く営んでいた二代目倉田次郎右衛門吉重が私財を投じ、7年の歳月を費やして創設したもので、一般生活用の水道としては江戸時代日本では22番目のものである。

長崎は、開港以来急激な人口増加に海岸や沼地を埋め立てて街づくりを行ってきた。そのため、井戸を掘っても良質の水は出ず、町民は水に大変不自由していた。

その頃は「水売り」が町々を回り、飲み水を買っていた。水代は、1荷4～6文であったらしい。しかし、おいしい水を飲みたいという人の心は今も昔も変わらないようで、ほとんどの住民は丘陵地に出る良質の水を毎日「も

1667年（寛文7）奉行松平甚三郎隆見にこの計画書のすべてをそろえて、水道事業の着手を願い出た。奉行所はこれを許可したので工事に着手することになった。奉行所ではその事業計画に協力して西濱町に間口3間、奥行10間の土地を「水堰電居場番人居所」（現場事務所、後に管理事務所）に無税で与えた。



倉田家の家系を記した文書

倉田家とは一体どのような家系であったかを調べてみると、倉田家の先祖はさかのぼれば宇多天皇第八の皇子一品部卿敦實親王になり、近江でもっとも有力な勢力をもった佐々木氏の一統家系にもはいる佐々木三郎盛綱の六男倉田六郎が倉田氏の開祖とされている。

初代倉田次郎右衛門は江州守山に生まれる。生年月日不詳。1620年（元和6）頃、家族を連れて長崎に転住してきた。本五島町で外国交易に従事し、乙名役及び「長崎奉行附年行司」を命ぜられ、公共の事務に従事している。

ここで乙名^{おとな}について述べると、乙名になる条件は由緒ある家柄で、資産家であり、家庭内情がしっかりしていて近辺の評判もよい事などである。このような事柄を町年寄が調査した上で乙名の推薦状を奉行所に提出し、協議した結果決まるという厳しいものであった。倉田氏がこれに合格しているのは立派な人柄及び家柄であったと思われる。

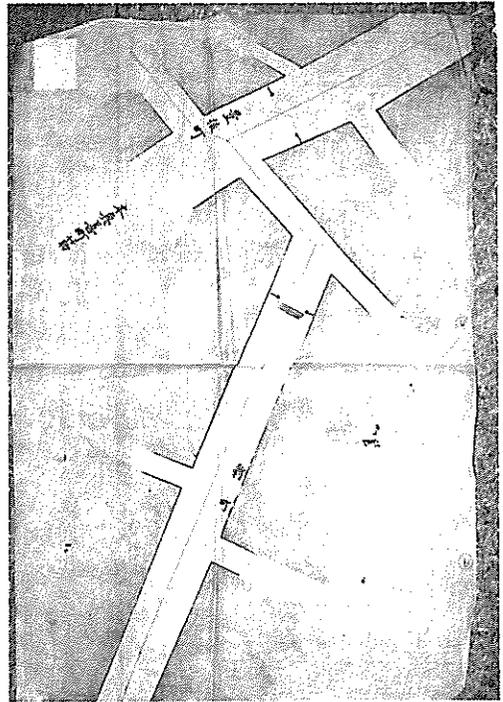
二代目倉田次郎右衛門吉重は、江州守山に

生まれる。生年月日不詳。初め次左衛門と称していたが二代目を相続した時に改名した。

次郎右衛門の計画概要

水源 主水源となったところは、かねて次郎右衛門自ら各所を踏査した結果、銭屋川（中島川の別名）と伊良林の若宮稻荷境域を流れる若宮川—通称ばんぞ川—の合流地点（現在の伊良林1丁目）にあった。ここは旧水神社裏手にあり、湧水量が豊富で味が良い。これに目を付け、1653年（承応2）川の中に堰を築き、井筒を積み上げたところ、堰を越えるような勢いで、水が吹き上がった。次郎右衛門はさらに、奉行所の許可を得て「水車」を作り、これを使って川の中に吹き上がった水を近くの八幡町地上に引き揚げることに成功したのである。

この「水車」は長崎最初のもので、のちのちまで「倉田車」と呼ばれて長崎名物の一つとなった。



当時の樋水設計図の一部

他に補水用として1670年（寛文10）岩原郷、西山郷、本河内郷、小島郷、片瀨郷から取水する許可をもらった。

配水幹線 主水源からは銭屋川左岸に沿って開渠を通じ、八幡町に来て道路を3尺（1尺は0.303m）から5尺に掘り下げ木樋を埋め、中島川の東部は八幡町から銅座町まで、中島川西部は大井手町から築町に配水幹線を設け、分岐箇所には堰子を設け支樋を通して配水した。

樋の用材 主として檜と杉を用い、主幹は厚さ1寸の板で、1辺が1尺から6寸（1寸は3.03cm）までの箱型断面で1本の長さは9尺から15尺とした。

支管は直径1尺前後の檜と杉の丸太の上部を薄切りにし、厚材の方は幅、深さとも4寸の溝をえぐって薄切りにした蓋をかぶせて檜皮や杉皮で2寸の厚さで巻き付け船釘で止めたものや、直径4寸から5寸の孟



水樋の主幹 内径は1尺×1尺

宗竹の中節をとり、2寸厚さの天川土^{あまかわつち}を塗り付けたものであった。

堰子（堰籠・溜樹） 堰子は2種類あり、一つは水汲みや防火用に使用するもの、一つは堰子と堰子の間に設置する掃除用のもので10間（1間は1.8m）から30間間隔で設けられていた。堰子には両方共蓋がされて、深さは4.5尺から6尺、水汲み用堰子には火災に備えて分岐管に水が流れ出さないように角落し設備^{かくおとし}が付けられ、火災現場の方へ多量の水を送る工夫がされていた。

工事費 工事費用は手持ちの金で材料を仕入れ、労力は、工事当初は、わが町に水が来るというのでお祭り気分も手伝い手弁当で無料奉仕で開始された。



倉田水樋の主水源に建てら 現場に応じて賃金を支払った。また

工事中に木材の値上がりなどでたちまち手持金を使い果たし自家の大型船、土地、家屋敷を次々と売りながら工事を続行した。

それまで町民は計画があまりにも大きいのでその成功をあやぶむ者はあっても、進んでこれを助けようとする物好きはなく、大型船3隻と家屋敷3軒を売り払った時は、正気だろうかとただあきれるばかりであった。

長崎の町は江戸、大坂に劣らず人家が密集し、市内平地は埋立地が多く満潮時になると潮があがってくるとい状態^いで工事は思いのほか困難を極めた。このような状態が続いたためか苦情が相次いで出てきた。このため次郎右衛門は

現場に応じて賃金を支払った。また

工事中に木材の値上がりなどでたちまち手持金を使い果たし自家の大型船、土地、家屋敷を次々と売りながら工事を続行した。

それまで町民は計画があまりにも大きいのでその成功をあやぶむ者はあっても、進んでこれを助けようとする物好きはなく、大型船3隻と家屋敷3軒を売り払った時は、正気だろうかとただあきれるばかりであった。

しかし、次郎右衛門は心無い町の噂は気にとめなかった。まさに寝食を忘れて資材、人工の確保、資金の調達のために奔走し続けた。日夜工事の完成目指して腐心していたが、財力には限りがあり、資金の面で工事もとかく停滞ぎみであった。

長崎奉行所ではかねてから、この水樋事業に注目していたところ、次郎右衛門は資金に困って奉行所に銀拾貫匁の拝借を願い出、奉行所では官銀拾貫匁を貸し出している。資金に詰まっていた次郎右衛門にとって、これは大きな力付けとなったことはいうまでもない。

この奉行所の好意を知って住民達は水樋の重要性を悟り、それからは陰に陽に次郎右衛門を励まし助けたので工事も順調にはかどった。

1671年（寛文11）12月、次郎右衛門に奉行所から呼び出しがあり「本五島町乙名役ヲ命ス」の辞令を奉行牛込忠左衛門から受け取った。

この牛込忠左衛門は歴代長崎奉行の中でも数多くの業績を残している名奉行である。この奉行が同年9月就任したばかりであった。就任と同時に、奉行所がこれまで接近して2カ所に分かれていたのを、外浦町（西役所）と立山役所とに離して設置することにした。これがきっかけとなって後に次郎右衛門は立山役所の水役人となる。

工事完成を前にして、10歳になる三男三郎兵衛を1672年（寛文12）8月、「廻船問屋倉田商店」の代表者に据えた。実権は勿論次郎右衛門が握っていた。

ついに1673年（延宝元）10月、工事が完成した。50余カ町に水が行きわたった。その日は快晴であった。清冽な水があふれるように流れてくるのを目の当たりにして、住民は手を取り合って喜び、その声は巷にどよめいた。特に水に不自由していた出島のオランダ商館にも竹樋の水管橋で通水したため、オランダ

人たちは大変な喜びようであった。

水の恩恵に浴した住民たちは「倉田水」と名付け、水樋を「倉田水樋」と呼んで、子々孫々に至るまでその徳をたたえた。

1590年（天正18）完成の江戸の神田上水、1654年（承応3）完成の玉川上水その他江戸時代に完成した水道はみな、幕府や藩主の官命・官費に基づくもので、一町民が自発的に自らの財力をかたむけて建設した水道は他に無い。

長崎は、水道の他に立山築島を25人の豪商に委託させているのをみると、他の藩とは違った特別な何かがあったに違いない。

次郎右衛門吉重は、水樋完成の翌年1673年（延宝元）に長崎奉行牛込忠左衛門から「立山奉行所水樋支配役ヲ命ズ」の辞令を受け取るが、これには但し書きが付き、世襲制であった。奉行所が無くなるまで地役人、つまり今でいえば代々地方公務員の課長職でいられたわけである。

第3節 倉田水樋の維持管理

「水樋支配役」の仕事は、立山役所水樋の管理のほか、拡張工事、各町に置かれた水樋世話役を指揮して、堰子や樋管内の土砂汚物の清掃、水源汚染の監視などであった。

手当は、年銀2貫匁（米90俵程度に相当）地役人としては比較的に高給待遇で帯刀を許されていた。同時に倉田水樋会社の経営者でもあった。経営者である次郎右衛門は住民から水道料金を徴収することになるが、武士は石高によって料金を徴収し、一般平民は土地の間口の広さによって徴収された。土地を持たない借家暮らしの住民は大家が支払い、その金額を店賃に均等割りで支払うことになっていた（この水料は不明）。

また、次郎右衛門は1671年（寛文11）12月本五島町の乙名役を命ぜられ、忙しい日々を

送ることとなった。

立山役所は、倉田水樋が完成した1673年(延宝元)に立山に移転したが、高さの関係で倉田水樋の水は引けなかった。

翌年、奉行牛込忠左衛門は倉田次郎右衛門に立山役所専用の水樋を引くよう命じた。

次郎右衛門は命により水源を調査したところ、西山郷背島山(狭島とも書く・現西山町1丁目)に水量豊富で味が良い狭島の井(そばに桜の大木があったところから別名桜水とも呼ばれている)から立山役所まで導水した。材料は孟宗竹に天川土を塗り付けたもので布設延長790間余りであった。そして井戸の所有者には年銀700匁を支給した。

1686年(貞享3)9月27日二代次郎右衛門死去。

三代目倉田猪七郎は次郎右衛門吉重の長男として本五島町で生まれた。父吉重の死去に伴い川口攝津守、宮城越前守から父の跡役として「本五島町乙名兼水樋支配役ヲ命ズル」の辞令をもらう。

1707年(宝永4)出島水量不足に付き官許を得て専用水源を高野平郷(現小島小学校付近)に求め出島に給水した。給水料としてオ

ランダ商館から毎年銀3貫600匁を徴収し、うち銀3枚を運上銀として納入、残りを修繕や諸経費にあてた。1715年(正徳5)9月18日死去。年齢不詳。

四代目倉田源次兵衛常政は、1696年(元禄9)本五島町で三代目猪七郎の二男として生まれた。源次兵衛は幼少の頃勘平次といったが四代目を相続した時に改名。1715年(正徳5)、父猪七郎亡き後、長崎奉行大岡備前守の命により水樋支配役をも相続する。

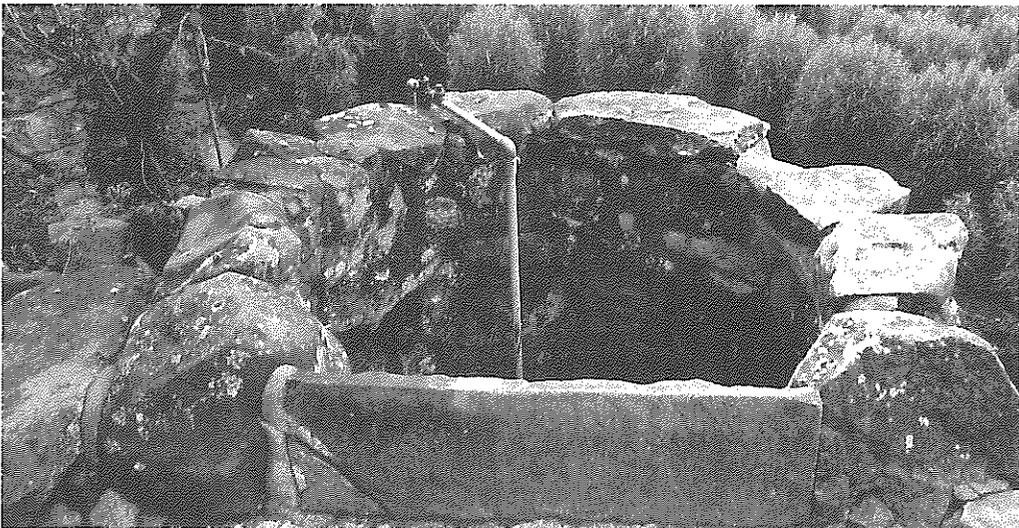
1717年(享保2)長崎奉行石河土佐守の命により西山郷椿原にある桑ノ木泉(現存)から立山役所まで770間の水道を新設する。この時、桑ノ木泉に決まるまでの面白い逸話が古文書に残されている。

奉行所の水として最後まで候補にあがったのが岩原郷(立山)にある「けんさいのいず験剤泉」と、西山郷にある「桑ノ木泉」であった。

「験剤泉」味は良く清水也、冬夏潤ることなし

「桑ノ木泉」傍に古木の桑樹あり因て名とす澄みて甘冷なり

とあり、奉行所水樋役数人が吟味したが両方も合格点が付けられ、なかなか決まらない。



現存する「狭島の井」奉行所専用の水源(撮影 原賀欣一郎)

そのうち一人が升と秤を持ってきて計量したところ、驗劑泉は24銖(1銖は0.0375g)、桑ノ木泉は23銖であった。そこで「輕きを以て勝れりとす」(現在の比重測定であろう)で桑ノ木泉に決定した。当時の水質の判定を重量によって測定したのは科学的であったと見るべきだろうか。

四代目は1754年(宝暦4)1月28日死去。59歳。

五代目倉田源次兵衛栄常は、四代目常政に子供ができなかったために、当時長崎で有名な人であった勝木枕山敬貞の嫡男として1744年(延享元)生まれ後に常政の養嗣子となった。幼少の頃の名は勘平次といったが、1754年(宝暦4)長崎奉行菅沼下野守の命により水樋支配役を相続した時に栄常と改名。

実父勝木枕山については、1811年(文化8)に松浦東溪が出版した「長崎古今集覧名勝図繪」に肖像画が描かれ次のような文が載っている。

勝木枕山トイフ手習師匠有、山田流ヲ熟練シ達筆也。崎人枕山流ト唱フ、文才有人ニテ「長崎雜誌商家適要」ナド自ラ著述シ兒輩ニオシエ、旁連歌俳諧等樂シミ又内外番謡ヒ小謡諸礼方行義嚴敷教諭専ラナリシ故安永ノ比兒男女トモ百人計ハ常ニ絶ヘス

1741年(寛保元)には「倉田水樋繪全圖巻物」を書き残している。

話を五代目に戻すが、1761年(宝暦11)大久保土佐守の命により狭島の水樋から分岐して東照宮まで330間余りの水樋の工事を完成させた。このとき土管に布設替えを行った。

1782年(天明2)長崎奉行柘植長門守の許可を得て109年続いた水樋支配役を山浦恒次郎に譲り立山役所水樋役に専念した。

五代目は1786年(天明6)5月25日死去。42歳。

六代目倉田勘平次^{くにのり}国憲は、五代目栄常の嫡男として1766年(明和3)に生まれた。幼少の頃土肥之助と名乗っていたが、六代目を相続した時、「国憲」に改名した。1786年(天明6)父栄常の死によって、長崎奉行柘植長門守から水樋支配役を命ぜられる。この六代目の時は、奉行所の水樋維持管理だけで拡張工事は行っていない。1799年(寛政11)引退して、伯父勝木春庭の経営する塾の教師となる。

1832年(天保3)9月4日死去。67歳。

七代目倉田栄四郎宣房は、宮野六次郎直安の嫡男として、1765年(明和2)本紺屋町に生まれた。六代目国憲の養嗣子となり、1799年(寛政11)長崎奉行朝比奈河内守の命により水樋支配役を命じられる。一方、国憲の長男常永は学問が好きで春庭の塾の後継者になるため、勝木家の養嗣子となった。七代目は水樋維持管理で終わっている。1810年(文化7)7月26日死去。46歳。宣房の妻は、小曾根家十二代目当主六左衛門の娘徳子である。

八代目倉田勘十郎能理は、1780年(安永9)生まれ、1811年(文化8)長崎奉行^{まがりふちか}曲淵甲斐守の命により水樋支配役を命じられる。

同年曲淵甲斐守の命により西山郷妙見社下の井水から立山役所まで405間の水樋を新設する。1848年(嘉永元)5月6日死去。69歳。

九代目倉田次郎左衛門吉章は、1813年(文化10)本紺屋町で生まれる。九代目を継ぐまでは一郎太と稱していたが、1848年(嘉永元)長崎奉行平賀信濃守勝足の命により水樋支配役を命じられる。この九代目は維持管理だけで役目を果した。1853年(嘉永6)10月6日死去。41歳。

十代目倉田吉連は、1831年(天保2)12月3日本紺屋町に生まれた。十代目を継ぐまで3度名を変えている。最初は勘太、栄四郎と稱した。1855年(安政2)長崎奉行川村對馬守から水樋支配役を命じられる。1860年(万延元)2月長崎奉行岡部駿河守の命により西

山郷椿原の桑ノ木泉からの取水樋と妙見社下からの取水樋に接続する布設延長395間の工事を行った。

1867年（慶応3）7月立山役所の水樋管理はすべて廃止され、1674年（延宝2）から世襲として十代まで194年間続いた水樋支配役も第十代倉田吉連をもって終わった。

第4節 倉田水の終焉^{えん}

水利土功会の設立と解散 市内50余町の水樋は五代目栄常の時、営業権を長崎奉行柘植長門守の許可を得て山浦恒次郎に譲り、その後吉野屋栄左衛門から伊勢屋五兵衛、安川吉左衛門に営業権が移り、1872年（明治5）長崎県が全権利を買い上げ維持管理を行っていたが、1878年（明治11）県から長崎区に移譲された。

この間、別段の制度的なものがなかったので、慣例的に町内の有志が世話をするだけで施設の老朽悪化は急速に進んでいった。大切な日常飲料水をそのまま放置しておくわけにはいかないということになり、1880年（明治13）「太政官第18號布告區町村會法」が発布され、長崎区会が設置されると、これと並行して、長崎区倉田水水利土功会が1881年（明治14）創設され、水樋の維持管理運営の機関となった。ここでは29人の議員が区会と同様な形式で、予算決算を審議して、会の適正な運営を図った。

予算は、徴収された水の使用料を主な収入源とし、これで樋管や堰子を修繕し、借地料水源取締人給、その他の諸経費に充当した。

水利土功会の記録は1885年（明治18）から1890年（明治23）までが保存されている。これによると、明治18年度は予算967円83銭であったが、年々予算は著しく縮小され、本河内浄水場を着工した1889年（明治22）には、361円75銭4厘、工事も軌道に乗り始めた明治23

年には、193円38銭2厘と本河内水道の完成を目前に控え、だんだんと倉田水に対して消極的になったことが分かる。



明治初期に布設替えされた水樋の陶管

明治十八年度水利土功費収入豫算

一、金貳百九拾六圓四拾五錢

地價割

區域地價金九萬八千八百拾六圓八拾五錢壹厘ニ賦課ス

但民有宅地畑地山林林場及官有地

第二種第三種ニシテ人民ニ貸渡シアル分ニ限り其貸渡中共ニ地價（官有地ニシテ貸渡シアル分ハ近傍此準ノ地價ヲ以テ）金拾圓ニ付金參錢宛現在其地持主并ニ官有地ハ其借地人ヨリ徴収ス

一、金參百參拾參圓參錢 戸別割

區域戸數貳千九百八戸ニ賦課ス

内 譯

金六拾圓

湯屋持拾戸ニ賦課ス

但壹戸ニ付金六圓宛現在汲用人ヨリ徴収ス

金百六拾圓八拾錢

共有持五百參拾六戸ニ賦課ス

但壹戸ニ付金參拾錢宛現在汲用人ヨリ徴収ス

金四拾貳圓

壹戸持貳拾壹戸ニ賦課ス

但壹戸ニ付金貳圓宛現在汲用人ヨリ徴収ス

金七拾圓貳拾參錢

以上ヲ除ク他ノ貳千參百四拾壹戸ニ賦課ス

明治十八年度水樋修繕費

町名	場所	仕様	間数	幅	見積金
大井手町	大井手町橋詰ヨリ本通りヲ經テ中通今博多境迄	水樋板石改築	六十間	一尺二寸方	百拾貳圓貳拾錢
今博多町	中通大井手町境ヨリ四ツ辻ニ至ル迄	同上	十八間	同上	三拾三圓六拾六錢
八幡町	川端通	同上	三十五間	同上	六拾五圓四拾五錢
同町	八十八番戸脇横丁	同上	二十間	同上	四拾圓八拾錢
本紙屋町	同所續キ大井手橋詰迄	同上	二十一間	同上	四拾貳圓八拾四錢
銀屋町	中通	石樋	十九間八合	八寸方	四拾壹圓五拾八錢
東古川町	同上	同上	十八間五合	同上	三拾八圓八拾五錢
本古川町	同上	同上	四十七間一合	同上	九拾八圓九拾壹錢
榎津町	同上	同上	三十九間一合	同上	八拾貳圓拾壹錢
萬屋町	同上	同上	四十六間五合	同上	九拾七圓六拾五錢
東濱町	同上	同上	二十五間一合	八寸三角	三拾七圓六拾五錢
合計	十一箇所	—	三百五十間一合	—	六百九拾壹圓七拾錢

明治十八年度堰子修繕費

町名	場所	仕様	高	幅	見積金
八幡町	三番戸角	堰子練瓦改築	五尺	四尺五寸方	拾六圓七拾六錢
同町	同戸前	同上	同上	四尺方	拾五圓六拾三錢
大井手町	四ツ辻	同上	同上	三尺五寸方	拾三圓六拾九錢
古町	同上	同上	同上	同上	拾三圓六拾九錢
本紺屋町	八番戸前	同上	同上	四尺方	拾五圓六拾三錢
萬屋町	四ツ辻	同上	同上	同上	拾四圓拾貳錢
同町	二十八番戸前	同上	四尺	二尺五寸方	八圓八拾三錢
東濱町	本通	同上	五尺	三尺方	拾六圓七拾六錢
合計	八箇所	—	—	—	百拾五圓拾壹錢

但壹戸ニ付金參錢宛現在家屋持主ヨリ徴収ス
 一、金參百參拾八圓參拾參錢
 區費ノ補助金
 合計 金九百六拾七圓八拾壹錢

明治十八年度水利土功費支出豫算
 一、金九百六拾七圓八拾壹錢
 倉田水水利土功費
 内 譯
 金六百九拾壹圓七拾錢 水樋修繕費
 金百拾五圓拾壹錢 堰子修繕費

金六圓
金五圓
金百五拾圓

溜池借地料
水源取締人給
豫備費

1888年(明治21)「水利土功費徴収規則」が次のように改正された。

- 第一項 湯屋營業割ハ其月五日限り營業人ヨリ徴収ス
但シ新規開業ハ其月ヨリ徴収ス
- 第二項 戸數割ハ現住者ニ課スルヲ以テ同居ト雖モ爨炊さんすいヲ異ニスル者及番号アル家ニ平素出張營業ヲナスモノハ各戸同様四月一日調ノ數ニ依リ五月一日ヨリ同三十一日迄ノ内一時ニ徴収ス
- 第三項 納額配付書ハ納期七日以前各納金者ニ配付スルモノトス
- 第四項 極貧ニシテ區費ヲ免除スルモノハ本費モ亦免除スト雖トモ既ニ徴収シタルモノハ返附セス

記録によると、明治18年度の予算は、前年度に比べて183円45銭2厘減額になっている。前にあげた11カ所の修理は、どうしてもしなければ住民が困る箇所だけになり、水樋板石となっている箇所でも場所によっては板材に変更されている。

溜池借地料、水源取締人給については

- 一、溜池借地料ハ毎年同額ニシテ即チ麴屋町五十一番戸福島フミヘ其借地料トシテ下渡スモノナリ
- 一、水源取締人給ハ豫テ水源ノ取締ヲ爲サシムル爲メ雇ヒ入レ置キタル者ヘ給與スル一箇年ノ金額ナリ

この監視人は、水源近くの者を採用し、朝夕見回り、周辺の清掃を含めた事を条件に採用している。

- 一、豫備費ハ前年度ニ於テ寡少ナリシカ爲メ豫算外ノ個所破損アリテ大ニ困難ヲ極メタルニ因リ本年度ニ於テハ上記ノ如キ困難ヲ避ケ汲水者ノ渴ヲ豫防セントスルモノニシテ土功費中尤モ至要ノ金額ト認メ豫算シタルナリ

明治二十二年度水利土功費収入豫算

- 一、金九拾八圓四拾銭 湯屋營業割
但、区域内湯屋九戸壹戸ニ付金九圓六拾銭
區域外湯屋壹戸金拾貳圓
 - 一、金五拾七圓貳拾銭 特別戸數割
但、区域内特別使用者貳拾三戸壹戸ニ付金貳圓四拾銭
區域外使用者壹戸金三圓
 - 一、金七拾五圓三拾六銭 區域外戸數割
但、区域内戸數貳千五百拾貳戸壹戸ニ付金三銭
 - 一、金貳百拾三圓拾七銭四厘 廿年度ヨリ繰越
- 合 計 金四百四拾四圓拾三銭四厘

明治二十二年度水樋修繕費

場 所	仕 様	間 數	見 積 金
萬屋町本通ヨリカマス横丁ヲ經テ西濱町横丁ニ至ル	在來石樋ヲ取除キ更ニ甕樋ニ改築	八拾二間三合	八拾六圓七拾三銭八厘
榎津町廿三番戸前ヨリ西古川町銀屋町磨屋町諏訪町ヲ經テ新橋町四ツ辻迄	同 上	百九拾四間七合	貳百貳拾圓貳拾銭九厘
大井手町本通	同 上	四拾三間四合	四拾四圓貳拾三銭七厘
計	三 箇 所	三百二拾間四合	三百五拾壹圓拾八銭四厘

明治二十二年度堰子修繕費

場 所	仕 様	高	幅	見 積 金
西濱町本通	在來ノ練瓦ニ補足 シテ改築	六 尺	三尺方	九圓
東古川町四ツ辻	同 上	六 尺	三尺方	九圓
磨屋町四ツ辻	同 上	六 尺	三尺方	九圓
大井手町四ツ辻	同 上	六 尺	三尺方	九圓
麴屋町本通	縁石設置蓋切り込			貳圓九拾五錢
合 計	—	—	—	三拾八圓九拾五錢

明治二十二年度水利土功費支出豫算

少ス

一、金四百四拾四圓拾三錢四厘 収入高

内 譯

- 金三百五拾壹圓拾八錢四厘 水樋修繕費
- 金三拾八圓九拾五錢 堰子修繕費
- 金拾貳圓 溜池借地料
- 金拾貳圓 水源取締人給
- 金拾 圓 雜 費
- 金貳拾圓 豫 備 費

明治22年度の水樋の修理費をみると、石樋の天川破損による修理と堰子の修理が5カ所と、前年度に比べて修理費が大幅に減っている。その明細をあげると前の表のとおりである。

一、溜池借地料ハ前年度ニ比シ金六圓ヲ増ス
モノハ廿二年度ヨリ借地料ヲ壹ヶ月壹貳圓
トスル

(注・前年度から倍額の12円となった。)

一、水源取締人給ハ前年度ニ同ジ

(注・この水源監視人の給料は、明治20年度から7円値上げされ12円となった。しかし朝夕の見回り、周辺の清掃は勿論、遠方の監視、簡易な清掃まで含まれ、水源監視の仕事は強化された。)

一、雑費ハ前年度ニ比シテ金五圓ヲ減少ス

一、豫備費ハ前年度ニ比シテ金貳百拾圓ヲ減

この予算書を見ると維持管理費が次第に削られていることが分かる。そして、明治23年度には支出予算は193円38銭2厘まで減額された。

明治23年度の予算書を見ると、

明治二十三年度水利土功費収入豫算

一、金百九拾三圓三拾八錢貳厘 収入高

内 譯

- 金五拾七圓六拾錢 湯屋營業割
- 但区域内湯屋八戸壹戸ニ付金七圓貳拾錢
- 金三拾壹圓五錢 特別戸數割
- 但区域内特別使用者貳拾三戸壹戸ニ付金壹圓三拾五錢
- 金三拾八圓拾五錢 区域内戸數割
- 但区域内戸數貳千七百貳拾五戸壹戸ニ付金壹錢四厘
- 金六拾六圓五拾八錢貳厘

廿一年度ヨリ繰越

明治二十三年度水利土功費支出豫算

一、金百九拾三圓三拾八錢貳厘 支出高

内 譯

- 金百五圓八拾八錢貳厘 水樋修理費
- 金三拾三圓五拾錢 水堰修繕費
- 金拾貳圓 溜池借地料

金拾貳圓	水源取締人給
金拾圓	雜費
金貳拾圓	豫備費

1891年（明治24）本河内の水道が竣工し、同年5月16日通水が開始された。

1673年（延宝元）10月から絶え間なく流れていた倉田水もついに終焉の時がやってきた。

1881年（明治14）から倉田水樋維持管理のため組織された「倉田水水利土功会」によって運営されてきたが、1891年（明治24）3月の総会において、水利土功会を解散して以後修理を行わないことを決め、自然消滅の形をとった。そして、8人の整理委員に後処理を任せることになり作業を進めていたが同年11月思わぬ事件が発生した。

市長代理助役名で、倉田水の廃止並びに石樋、鉄管（土管の意）などを公売するとの新聞広告を出したため、びっくりした8人の整理委員たちは助役に状況を聞くと同時に現場調査を行った。その結果、石樋を故意に破壊した形跡があったり、また、ある箇所では藁や石で堰止めして流水不能にしたところもあった。怒った整理委員たちは、「倉田水の供給を阻止して水道水を飲んでもらうための策略であり、断固許すことが出来ない」として12月26日の市会に助役の不信任案を提出した。市会では、市の公益に関する事項として建議した結果、多数をもってこれを採択して直ちに審査委員会を設置した。委員会では慎重な審査を行い、1892年（明治25）2月27日下記のような主旨の審査決議案を作成した。

同審査決議の一部

倉田水利土功会ハ明治廿四年三月廿五日水路破損シ流水セサル時廢止シ鐵管（陶管の意）板石樋ノ公賣ヲナス旨議決シタルカ十一月十日市長代理和田助役ハ水路破損シ通水セサル故廢止シ公賣スル旨新聞紙ニ公告セリ然ルニ

倉田水管理者カ助役ト共ニ臨檢セルニ水源口ヨリ二間下手ニ長サ六尺許リ石樋破損シ居リテ自然ノ破損ニ非ス人爲ノ破壊ト推測サルヲ以テ公告ノ不當ヲ詰リ其ノ取消ヲ求メタルモ助役ハ之ニ應セサルヲ以テ市會ニ建議セル事情判明セリ

人爲ノ破損ハ土功會ノ議決ニヨル廢止ノ理由ニ非ス故ニ公告ハ失當ナリ云々

上記の決議案を提出したところ、北原市長は助役の陳謝と、広告取り消しの手続きをとるという約束をしたため、整理委員たちは納得し、本会議には提出しないこととなりこの一件は落着した。

水利土功会解散後、土功会所有の残金63円31銭2厘は一応収入役に預け、木樋腐朽による路面陥没修繕費用などに支出されていた。

1893年（明治25）8月5日の市会に、これらの処分全権を市長に委任しようとする「倉田水樋整理案」を上程したが、議論百出して遂に否決された。その後、9月上旬北原雅長市長から下付された精算残金が8人の倉田水整理委員の名で、各町に配布された。

その金額は、本大工町を例にとって見ると各戸均等に1銭7厘、その半分を整理人費として差し引き、手取り1戸、8厘5毛が131戸に還元されている。